

6 環境の保全のための措置

6-1 大気汚染

(1) 工事中

工事中の環境影響に関して、以下の措置を講じる。

1) 建設機械の稼働

- できる限り排出ガス対策型の建設用機械を使用するように努める。
- 建設機械が一時的に集中して稼働しないよう、工事計画の工夫に努める。
- 効率的に建設作業を遂行するよう指導に努める。
- 工事規模に応じた適正な建設機械を使用するよう指導に努める。
- 使用する建設機械については、点検・整備によりその性能維持に努める。
- 粉じん対策として、適宜、散水等の対策を行う。

2) 工事関連自動車の既存道路走行

- 工事関連自動車が一時期に集中して既存道路を走行しないよう、工事計画の調整に努める。
- 工事作業のための自動車については周辺の住宅地内の走行を避ける走行ルートを設定する。
また、作業員の通勤自動車についても周辺の住宅地内を走行しないよう現場にて指導とその徹底を図る。
- 粉じん対策として、土砂運搬等の車両については搬出口でのタイヤ洗浄等の対策を行う。

(2) 供用後

供用後の環境影響に関して、以下の措置を講じる。

1) 空調設備の稼働

- 空調設備の熱源として可能な範囲で深夜電力利用の氷蓄熱の導入を図る。
- 空調の設定温度を適正温度とし、過剰な冷房や暖房を行わないよう努める。

2) 来店自動車の場内走行

- 駐車場内の一方通行化など自動車動線を明快なものとするとともに、適切な案内表示や、必要に応じてガードマンを配置すること等により、来店自動車を効率よく駐車スペースまで誘導し、不必要な走行を防ぐ。
- 駐車時のアイドリングストップを呼びかける。

3) 来店自動車等の既存道路走行

① 来店自動車

(a) 来店ルートの特化による不必要な走行の低減

具体的な措置については、「6-10 交通」の(2)1)①(a)参照。

(b) 場内への円滑な誘導による交通渋滞発生防止

具体的な措置については、「6-10 交通」の(2)1)①(b)参照。

(c) 公共交通機関等の利用促進

具体的な措置については、「6-10 交通」の(2)1)①(d)参照。

(d) 交通集中ピーク時の対応

具体的な措置については、「6-10 交通」の(2)1)①(e)参照。

② 商品搬入自動車

- 効率的な配送計画に基づく商品搬入を行うよう入店者に協力を求める。
- 荷捌き作業時のアイドリングストップの指導に努めるよう入店者に協力を求める。
- 最新の規制に適合する車両への代替促進を呼びかける。

6-2 騒音

(1) 工事中

工事中の環境影響に関して、以下の措置を講じる。

1) 建設機械の稼働

- できる限り低騒音型の建設用機械を使用するように努める。
- 建設機械が一時的に集中して稼働しないよう、工事計画の工夫に努める。
- 効率的に建設作業を遂行するよう指導に努める。
- 工事規模に応じた適正な建設機械を使用するよう指導に努める。
- 使用する建設機械については、点検・整備によりその性能維持に努める。
- 適宜、防音シート等の設置を行う。
- 本体工事及び府道西側工事においては、工事範囲の外周に一定の防音性能を期待できる仮囲を設置する。

2) 工事関連自動車の既存道路走行

- 工事関連自動車が一時期に集中して既存道路を走行しないよう、工事計画の工夫に努める。
- 工事作業のための自動車については周辺の住宅地内の走行を避ける走行ルートを設定する。
また、作業員の通勤自動車についても周辺の住宅地内を走行しないよう現場にて指導とその徹底を図る。

(2) 供用後

供用後の環境影響に関して、以下の措置を講じる。

1) 空調設備等の稼働

- できる限り低騒音の機種を採用する。
- 空調の設定温度を適正温度とし、過剰な冷房や暖房を行わないよう努める。

2) 来店自動車の場内走行

- 駐車場内の一方通行化など自動車動線を明快なものとするとともに、適切な案内表示や、必要に応じてガードマンを配置すること等により、来店自動車を効率よく駐車スペースまで誘導し、不必要な走行を防ぐ。
- 車路及び駐車場については、適正な管理・修繕を行うことにより騒音発生の低減に努める。
- 車路及び駐車場に側壁を設置し、騒音発生の低減を図る。

○駐車時のアイドリングストップを呼びかける。

○駐車場から府道南千里茨木停車場線西側の出入口に至る車路が府道を横断する部分を、地下車路（アンダーパス）とする。

3) 来店自動車等の既存道路走行

① 来店自動車

(a) 来店ルートの特化による不必要な走行の低減

具体的な措置については、「6-10 交通」の(2)1)①(a)参照。

(b) 公共交通機関等の利用促進

具体的な措置については、「6-10 交通」の(2)1)①(d)参照。

(c) 交通集中ピーク時の対応

具体的な措置については、「6-10 交通」の(2)1)①(e)参照。

② 商品搬入自動車

○効率的な配送計画に基づく商品搬入を行うよう入店者に協力を求める。

○荷捌き作業時のアイドリングストップの指導に努めるよう入店者に協力を求める。

○最新の規制に適合する車両への代替促進を呼びかける。

6-3 振動

(1) 工事中

工事中の環境影響に関して、以下の措置を講じる。

1) 建設機械の稼働

○できる限り低振動型の建設機械を使用するように努める。

○建設機械が一時的に集中して稼働しないよう、工事計画の工夫に努める。

○効率的に建設作業を遂行するよう指導に努める。

○工事規模に応じた適正な建設機械を使用するよう指導に努める。

○使用する建設機械については、点検・整備によりその性能維持に努める。

2) 工事関連自動車の既存道路走行

○工事関連自動車が一時期に集中して既存道路を走行しないよう、工事計画の工夫に努める。

○工事作業のための自動車については周辺の住宅地内の走行を避ける走行ルートを設定する。

また、作業員の通勤自動車についても周辺の住宅地内を走行しないよう現場にて指導とその徹底を図る。

(2) 供用後

供用後の環境影響に関して、以下の措置を講じる。

1) 空調設備等の稼働

○機器の設置に際しては、防振ゴム、防振架台などを用いる。

2) 来店自動車等の既存道路走行

① 来店自動車

(a) 来店ルート of 明確化による不必要な走行の低減

具体的な措置については、「6-10 交通」の(2) 1) ① (a) 参照。

(b) 公共交通機関等の利用促進

具体的な措置については、「6-10 交通」の(2) 1) ① (d) 参照。

② 商品搬入自動車

○効率的な配送計画に基づく商品搬入を行うよう入店者に協力を求める。

6-4 悪臭

(1) 供用後

存在後の環境影響に関して、以下の措置を講じる。

○当該商業施設内に生ごみ集積施設を設け、その開口部を必要最小限にするとともに、低温管理することにより悪臭の防止に努める。

○調理施設から発生すると考えられる臭気については、排気口を上層部に設ける等計画上の配慮をするとともに、入店者の日常管理についても指導を行い、臭気による問題を生じないよう努める。

6-5 日照障害

(1) 存在後

存在後の環境影響に関して、以下の措置を講じる。

○日影規制を遵守し、規制を超える地域を生じさせない建物形状とする。

6-6 電波障害

(1) 存在後

存在後の環境影響に関して、以下の措置を講じる。

○施設の存在により、テレビ電波の遮蔽による受信障害が予測された地域については、すでにケーブルテレビ配信等が行われている場合(資料 5-6-4 (資料編 p. 5-6-5) 参照)を除いて、工事着手までにケーブルテレビ配信等による対策を行い、事前にテレビ電波の受信障害の防止に努める。

○施設の存在により、テレビ電波の反射による受信障害が予測された地域については、一般に反射による障害の度合いが事前に特定しにくいいため、事前の対策は行わないが、当該地域で受信障害が生じた場合は必要に応じて事後調査を行い、当該商業施設に起因すると認められる場合には、適切な対策を行う。

○予測し得なかった受信障害が生じた場合についても、必要に応じて事後調査を行い、当該商業施設に起因すると認められる場合には、適切な対策を行う。

6-7 景観

(1) 存在後

存在後の環境影響に関して、以下の措置を講じる。

- 建物周囲にオープンスペースや緑地を配置する。またその際、緑地については歩行者からの見えやすさを考慮し、バスターミナル及び道路沿いにバランス良く配置する。
- 屋外の設備機器置場には目隠しパネルを設けるなど、道路を歩く人から設備機器が目につかないよう配慮する。
- サインについては、乱雑にならないよう整った形状・配置とすることにより周辺景観に配慮したものとする。
- 屋外に工作物などを設置する場合は、施設本体の外壁の配色やデザインに留意するとともに周辺景観に配慮したものとする。
- 外観については、外壁面の一部にアクセントとなる色や材質を用いることで豊かな表情をつくりだすなど、駅前に立地する商業施設であることを考慮した親しみのもてるデザインとする。
- 山田地区における新たな玄関口にふさわしい賑わいを感じる景観づくりに努める。
- 吹田市都市景観要綱にもとづき、事前に届出を行うとともに関係各署とも十分に協議し、地域の魅力ある都市景観づくりに協力する。

6-8 廃棄物・発生土

(1) 工事中

工事中の環境影響に関して、以下の措置を講じる。

- 建設廃材は、廃棄物の種類に応じて産業廃棄物として所定の処理業者による適正な処理・処分を行うが、できる限りリサイクルに努める。
- 発生土は再利用に努めると共に、場外へ排出する場合は、所定の処理業者による適正な処理・処分を行う。

(2) 供用後

供用後の環境影響に関して、以下の措置を講じる。

- 入店者に対して流通段階での軽包装化を呼びかけ、廃棄物発生量の低減に努める。
- 資源ごみは専用の置き場などを設置し、分別収集を行う。
- リサイクルボックスの設置や再生紙の利用を呼びかけ、廃棄物の再資源化を促進する。

6-9 地球環境

(1) 工事中

工事中の環境影響に関して、以下の措置を講じる。

- 効率的に建設作業を遂行するよう指導に努める。
- 工事規模に応じた適正な建設機械を使用するよう指導に努める。
- 使用する建設機械については、点検・整備によりその性能維持に努める。

(2) 供用後

供用後の環境影響に関して、以下の措置を講じる。

1) 空調設備等

- 燃焼効率の高い機種を選定し、二酸化炭素の排出量削減に努める。
- 空調の設定温度を適正温度とし、過剰な冷房や暖房を行わないよう努める。

2) 来店自動車等

① 来店自動車

(a) 来店ルート of 明確化による不必要な走行の低減

具体的な措置については、「6-10 交通」の(2) 1) ① (a) 参照。

(b) 場内への円滑な誘導による交通渋滞発生 of 防止

具体的な措置については、「6-10 交通」の(2) 1) ① (b) 参照。

(c) 公共交通機関等 of 利用促進

具体的な措置については、「6-10 交通」の(2) 1) ① (d) 参照。

(d) 交通集中ピーク時 of 対応

具体的な措置については、「6-10 交通」の(2) 1) ① (e) 参照。

② 商品搬入自動車

- 効率的な配送計画に基づく商品搬入を行うよう入店者に協力を求める。
- 荷捌き作業時のアイドリングストップの指導に努めるよう入店者に協力を求める。
- 最新の規制に適合する車両への代替促進を呼びかける。

6-10 交通

(1) 工事中

工事中の環境影響に関して、以下の措置を講じる。

1) 工事関連自動車の既存道路走行

- 工事関連自動車が一時期に集中して既存道路を走行しないよう、工事計画の工夫に努める。
- 工事作業のための自動車については周辺の住宅地内の走行を避ける走行ルートを設定する。
また、作業員の通勤自動車についても周辺の住宅地内を走行しないよう現場にて指導とその徹底を図る。
- ガードマンの適切な指示により、工事関連自動車を安全かつ速やかに現場へ出入りさせ、既存の自動車交通流への影響を最小限にとどめる。
- 生コン車の待機については、周辺への影響をできるだけ低減するよう工事計画の工夫に努める。

(2) 供用後

供用後の環境影響に関して、以下の措置を講じる。

1) 来店自動車等の既存道路走行

① 来店自動車

(a) 来店ルートの特明化による不要な走行の低減

- チラシ、広告等に自動車による来・退店経路を明示し、これを来店者に周知するとともに、事業予定地近傍に案内看板等を適宜設置し、来店自動車を円滑に当該商業施設まで誘導する。

(b) 場内への円滑な誘導による交通渋滞発生の防止

- 予測において算定された来店自動車台数を上回る駐車場台数を確保することにより、周辺における交通渋滞発生の防止に努める。
- アンダーパスにより、府道南千里茨木停車場線の南行き車線・北行き車線の両側から左折による出入りができるよう駐車場出入口を設置するとともに、必要に応じてガードマンを配置することにより、府道から場内への円滑な誘導を図る。

(c) 周辺住区内通過交通への措置

- アンダーパスにより、周辺住区内の通過・迂回をすることなく来・退店できる経路を確保するとともに、店内での来店者への呼びかけ、場内の要所要所における案内表示等を行う。
- 案内表示については場内だけでなく、近隣の住宅地近傍においても、住区内を通過しない経路に誘導するための看板の設置を検討する。

(d) 公共交通機関等の利用促進

- 公共交通機関については、店内でのポスター等の掲示、あるいはチラシ、広告等の機会を通して案内することにより、その利用を呼びかける。
- 公共交通機関の利用促進にあたっては、隣接するターミナル施設と一体的な施設計画を行い、整備を進める。また、鉄道やバス事業者などの各種割引サービスを商業施設としても周知を図るとともに、店内でターミナル施設への案内の掲示を行う等、公共交通利用者に対して利便性の向上を図る。
- 当該商業施設専用の駐輪場については、類似した施設の状況を参考にしながら、来店者に利用しやすいよう運営・管理することにより、自転車利用促進を図るよう努める。

(e) 交通集中ピーク時の対応

- 来店自動車の集中や周辺道路の混雑が予想される開店時・催事時及び行楽期においては、周辺における自動車交通流への影響や違法駐車等が発生しないよう、混雑が予想される旨を予めチラシ、広告等により来店者に広く周知し、公共交通機関等の利用促進をより一層図る。
- 予め周辺にガードマンを増強して配置するとともに、適切かつ的確な指示・誘導により、来店自動車による周辺自動車交通流への影響を最小限にとどめる。
- 来店者に対して違法駐車を行わないよう呼びかけるとともに、必要に応じて、警察への協力依頼も検討する。

② 商品搬入自動車

- 府道大阪中央環状線(旧)から荷捌場への出入りは左折にて行うよう入店者に協力を求める。
- 効率的な配送計画に基づく商品搬入を行うよう入店者に協力を求める。